

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和元年8月21日(水) 午後2時00分開会  
午後4時50分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

### 付議事件

議案番号	件名	審議結果
34	摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件	承認
35	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件	承認
36	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件	承認
37	摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例原案承認の件	承認
38	摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	承認
39	令和元年度一般会計補正予算第2号原案承認の件	承認
40	令和元年度全国学力・学習状況調査の結果公表の件	承認

### 報告事項

件名
事業実施に伴う後援等名義の使用許可について
令和元年度6月までの問題行動等報告について
令和元年度6月までの問題行動等報告具体的事案について
各課事業日程報告について

### その他

件名
摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(素案)について

出席者

<p>教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員</p>	<p>箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 山手知榮子 西川俊孝</p>	<p>教育次長兼教育総務部長 教育総務部参事 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課参事 教育支援課長 兼教育センター所長 教育総務部参事 兼生涯学習課長 教育政策課長代理 学校教育課長代理 教育支援課長代理 教育政策課主幹兼総務係長 教育政策課係員</p>	<p>北野人士 野本憲宏 松田紀子 河平浩一 山根隆寛 大崎貴子 早川 茂 坂本真輔 井上良太 藤山 京 岡田哲也 窪 秀昭</p>	<p>次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 家庭児童相談課長 こども教育課長 子育て支援課長代理 こども教育課長代理</p>	<p>小林寿弘 石原幸一郎 木下伸記 浅田明典 湯原正治 松木 愛</p>
---	---	---	--	---	---

教育長

ただいまから、令和元年第8回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は西川委員です。よろしくお願いいたします。

本日は付議事件が7件、報告事項が4件、その他が1件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

報告事項(3)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第34号から審議し、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続いて秘密会を宣言し、報告事項(3)に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思っております。皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第34号、「摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件」について、生涯学習課から説明をお願いします。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

議案第34号、「摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第34号、「摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第35号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」につきまして、生涯学習課より説明をお願いします。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

議案第35号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、ご説

明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

大矢委員 特別職と言いますと、他の職もありますが、この職を選んだ理由を教えてください。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長 この職につきましては、専門的な知識経験、または、職権を有することで、当該知識経験等に基づき事務を行うこと、助言・調査・診断、または、総務省令で定める事務を行うこと、こういった職を除く方が、今回の対象となっております。

教育次長 例えば、教育委員会の委員も特別職ですし、議会の議員も特別職です。

非常勤特別職を会計年度任用職員等へ変更する際の考え方は総務省で定義がありまして、一定、労働者性を帯びる勤務実態があるのか、組織指揮命令に入っているのかに因ります。

市史編纂嘱託員は、生涯学習課長の配下にあり、市民図書館で執務を行っています。専門的な知識をお持ちですが、要所で知識を披露されて、その都度、指導・助言を行うというよりも、労働者性を帯びると言えるぐらいの日数の勤務をする実態から、この職を非常勤特別職から削除することになります。

教育長 市史編纂嘱託員は、古文書が読めるなど、専門的な知識をお持ちですので、ここに書いてあるように専門的な知識経験等に基づき事務を行うものと取れますが、一方、働き方としては、毎日来ていただいていますので、そういう面から考えますと、特別職非常勤の職務には合わないのではないかとということで、会計年度任用職員へ移行を考えていきたいということです。

教育次長 今後、9月の議会に非常勤一般職の条例の一部改正が上がり、それに付随する施行規則の中に一覧で上げている職種のもの処遇等を、これから協議をしていき、来年の予算に反映していくことに

なります。

従って、その規則で、この市史編纂嘱託員が会計年度任用職員として委嘱外になるかわかりませんが、決まり次第、この会議の場でご報告させていただきたいと思います。

教育長

今回は条例に記載されている関係で、教育委員会議で削除については議決いただきます。また、当該の方たちが、今後、どう位置づけられるのかは、規則で規定しますので、教育委員会の会議の議決にはなりません、報告はさせていただきますので、ご了承をお願いします。

西川委員

労働者性を帯びるということでしたけども、例えば、有給休暇に関してはどうなるのでしょうか。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

非常勤一般職になりますので、有給休暇は取れるようになります。賞与や超過勤務についても付与されます。

西川委員

処遇としては、良くなると理解をしたらいいですか。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

勤務条件は非常に良くなると思います。

大矢委員

労働に見合った立場を確保できるよう、制度として、特別職だった人たちが非常に働きやすくなるということでしょうか。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

例えば、公民館長は、月額6万6,000円で、週2日出勤しています。今後は勤務日数が増えますが、有給休暇を取得したり、時間外勤務手当が付いたりしますので、勤務体系は良くなっていくと思います。

教育長

ここに書いてある削除する方たちがすべて会計年度任用職員に任用されるとはまだ決まっていますが、それぞれの勤務の実態に合わせた処遇が受けられることになります。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にござい

ませんので、議案第35号、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第36号「摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」につきまして、生涯学習課より説明をお願いします。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

議案第36号「摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

山手委員

これが変更されると、具体的にどういうところで、働き方改革との関係で変わるのでしょうか。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

市史編さん委員を非常勤特別職に位置づけるために、市史編さん委員会を附属機関とするものです。

具体的には、市の歴史・文化の編さんにあたり、中立・公平及び客観性を担保するための調査・審議を進める機関として、位置づけるものです。

教育次長

先ほどの議案の非常勤特別職の削除とも関係してしまして、全体の働き方改革の中で、非常勤特別職について精査した時に、専門的な知識が必要な委員が議論し、市史を編さんしていくというものですので、これまでの規則よりも、より上位にある条例で位置づけるものです。

山手委員

委員さん自身の位置づけもあり、その処遇も少し変わるということですか。

教育次長

非常勤特別職については変わりません。先ほどの非常勤特別職から会計年度任用職員に身分を変えた時には、その処遇の改善も含めて、これから検討していかなければならないということです。

西川委員 条例に明記したということで、そういう重みのあるものとして位置づけたということでしょうか。

教育次長 附属機関に位置づけることによって、議会での議論にもなりますし、さまざまな人間の意見も聞けるということになりますので、より高次に位置づけたということです。

教育長 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第36号、「摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第37号「摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例原案承認の件」につきまして、こども教育課より説明をお願いします。

こども教育課長 議案第37号「摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例原案承認の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

**【以下、議案書等により説明】**

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員 無償化になり、保護者の負担がなくなるので補助金がなくなるということですね。

こども教育課長 私立幼稚園は、園で保育料を設定しています。低いところから高いところまで、さまざまですが、国で無償化の上限を定めており、その保育料が月2万5,000円を上限としています。それを12か月で計算しますと、この30万8,400円が年額の上限になります。

教育長 この30万8,400円が保護者に渡されるということではないのですね。

こども教育課長 今までの就園奨励補助金の場合は、保護者に給付し、保護者が幼稚園に保育料を納めるという形でした。無償化に伴いまして、市から直接、園に給付する形になります。

教育長 今回のこの議案は、保護者に対する補助金交付条例の廃止ですから、この資料の保護者補助金がなくなるという議案ですね。

こども教育課長 保護者補助金につきましては、市の独自制度で実施していましたので、これを廃止するものです。

就園奨励補助金につきましては、国の制度で実施していましたので、無償化に伴い、廃止されます。

教育長 他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませぬので、議案第37号、「摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例原案承認の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第38号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、こども教育課より説明をお願いします。

こども教育課長 議案第38号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

**【以下、議案書等により説明】**

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

大矢委員 認定こども園になる前提で定員を減らすということなのですが、現状の人数も鑑みて、この人数になったということですね。

こども教育課長 せつつ幼稚園につきましては、今年度の入園児数が37名ですので、来年度は60名に改正しても問題はないと考えています。

とりかい幼稚園は今年度の入園児数につきましては11名です。来年度以降は無償化に伴って、更に減少すると見込んでいますので、10名で足りるのではないかと考えています。

大矢委員 認定こども園としての定員について、幼稚園以外の定員が、もう少し人数が必要だということで縮小するというのでしょうか。

こども教育課長 安威川以南地域については、待機児童が少ないということもありますので、とりかえ幼稚園につきましても、先ほどの許容力の問題で、保育所の定員はそのままにするということで考えています。

せつ幼稚園は、先月も説明しましたとおり、令和4年度からは民営化して幼保連携型認定こども園とします。

この時に2号、3号の保育所の枠も設け、待機児童の解消にあたるよう考えていますので、それに向けて定員数を減らしている状態です。

西川委員 市民や利用を考えておられる方に周知するのに、スケジュールはどうなっているのでしょうか。

こども教育課長 9月の広報紙で、市の考え方を周知していきたいと考えています。その時に幼稚園の募集要項も併せて掲載しますので、定員の変更についてもそこで周知します。ホームページにも同様の記載をしていきます。

山手委員 子どもが減るということは、職員も減るのですね。  
園所訪問をした時に、「大変ですが、皆でがんばっています」というのを、よく聞きますので、その点がちょっと気になりますが、認定こども園に移るまでの間、支障はないのでしょうか。

こども教育課長 保育所、幼稚園ともに、人員の配置基準がありますので、その点は保育・教育に支障のない形で人員配置をしていきたいと考えています。

教育長 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第38号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第39号「令和元年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」につきまして、関係各課より説明をお願いし

ます。

教育政策課長 議案第39号「令和元年度一般会計補正予算第2号原案承認の  
子育て支援課長 件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。  
こども教育課長

【以下、議案書等により説明】

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員 耐震化、防災機能強化、トイレ改修について、令和2年度を期限とする3か年限定の緊急対策として、令和元年度は十分な予算を確保しているということですが、歳入で「0」になっているのは、摂津市として十分な予算があるからということでしょうか。

教育政策課長 文部科学省は、耐震化、トイレ改修等の事業について、昨年度の約2.35倍の予算を取っています。

文部科学省の通知には、「今後のトイレ改修のような部分的な改修事業については、以後の事業採択が極めて厳しくなる状況が見込まれています」という内容がありまして、今年を逃すと、今後は交付金が付かないかもしれないと考えられましたので、この機会に、5校を挙げさせていただきました。

歳入が「0」になっている件についてですが、今回挙げさせていただいていますのは実施設計のみの金額で、設計後に確定した工事の歳出の金額と併せて、歳入の金額を3月に補正予算とさせていただく予定です。

教育長 文部科学省から、各都道府県市町村から申込みが少なかったということで、今回お話がありました。もともと7年計画でトイレ改修をする予定でしたが、前倒しして、この5校分を、今年度、補正予算で設計し、来年度、実際の工事を行うということです。

山手委員 全額いただけるということですか。

教育政策課長 今の計算上では、合計額として3,896万9,000円で申請を行っています。

	<p>工事費用に対してという計算ではなく、面積当たりで決められた額の申請となっています。</p>
大矢委員	<p>次の児童扶養手当の件の1つ目は、4か月毎の支給から2か月になり、年に6回となったので、そのずれが生じたために、補正予算を組むということですね。</p> <p>2つ目の、未婚の児童扶養手当受給者というのは、制度からこぼれ落ちてしまう人を救うという意味でしょうか。</p>
次世代育成部参事 兼子育て支援課長	<p>現状の税制上、寡婦控除の適用除外となっている方に対して、今回、その限度額相当額を給付するということです。</p>
大矢委員	<p>その方は、今までもその制度から漏れていたということですか。</p>
次世代育成部参事 兼子育て支援課長	<p>婚姻暦のある方で、離別、死別等の方が寡婦控除の対象になります。未婚で、法律婚以外の方については対象外になっていました。</p> <p>来年度の税制改正で、その件について検討して結論を得ることになりましたので、今年度の特例措置として、給付をするという今回限りの措置と考えています。</p>
教育長	<p>未婚の方を寡婦とみなすことは、今、検討していますので、特例として、この分だけは提案しようということですね。</p>
次世代育成部参事 兼子育て支援課長	<p>来年度の税制改正の大綱の中で、それを検討して結論を得るところまで、今、答えをいただいています。</p>
大矢委員	<p>最後の幼児教育の無償化ですが、0歳から2歳でも住民税非課税世帯以外の方は無償化にはならないということですね。</p>
こども教育課長	<p>0歳から2歳につきましては、住民税非課税世帯のみ無償化になりますので、それ以外の方は保育料をいただくことになります。</p>
教育長	<p>幼児教育の無償化の資料で、3歳から5歳までで保育の必要性の認定事由に該当する子どもとされている場合は無償で、幼稚園は月に2.75万円までと書いています。保育所の場合は、上限がなく</p>

無償であると考えたらいいのですか。

こども教育課長 保育所、認定こども園につきましては、3歳から5歳までは全員が無償となります。

教育長 一番下の四角の中に、「住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。」となっています。上限が2.57万円、3.7万円、4.2万円とさまざまですが、この住民税非課税世帯の0歳から2歳児までが、上限が4.2万円までになるというのは、何か意味があるのですか。

こども教育課長 幼児に比べて乳児は、保育に必要な経費が高いということですので、3.7万円より高く4.2万円という設定になっています。

教育長 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第39号「令和元年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」については承認いたします。  
では、続きまして、議案第40号「令和元年度全国学力・学習状況調査の結果公表の件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長 議案第40号「令和元年度全国学力・学習状況調査の結果公表の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

**【以下、議案書等により説明】**

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

西川委員 全体として小学校は、昨年度と比べて、若干落ちているということですが、これは平均ということですので、学校によっては、そうではないというところもあるということですね。

それで、そうではない他の小中学校ではこういうふうに授業や小中学校の連携をしているということや、比較・検討したり、研修を行ったりして、自分たちの課題とするような機会は、こういったも

のがあるのでしょうか。

学力向上の研修での先生同士のディスカッションという内容のものなど、そういうことを含めて、お聞きをしたいのですが。

学校教育課長

この概要につきましては、市内の学校の平均ですので、個々の学校でかなり違いが見られます。

それで成績が上がっている学校についての取組の話をさせていただきましたが、例えば小学校で言いますと、国語で大きく下がっている学校もあります。

その他の学校の様子と比較・検討や、協議をする機会があるのかについては、学力向上担当者会の中で、例えば学力調査の分析はどのようにしているかというテーマで、この結果概要や各校の分析結果などを使って交流していきたいと思っています。

ただ、本来は、その学力向上担当者だけが交流するものではなく、例えば、中学校区夏季合同研修などに、全教職員で交流していただきたいと思いますが、まだ、学校がお互いの情報を共有して、全教職員で協議するところまでは至っていないのが現状です。

西川委員

学校訪問した時に、学力担当者は一生懸命されているという印象がありましたが、それが学力担当者だけの問題ではなく、当該の学年や、すべての学校の教職員の問題というように、広げていただきたいと思います。

教育長

一時期に比べたら、学校の中での共有は図られてきたと思います。以前は管理職や、学力向上担当者だけが分析をしていることが見られたのですが、今では、学校の教職員で共有されているようになったと思います。

他校と比較することについては、まだまだ弱い部分もあると思います。情報が変に使われないようにということもありますので、難しいことですが、他校と比較してどうなのかという分析は、今後していかなければいけないと思います。

教育長職務代理者

小学校の国語の平均正答率が少し低いと思います。

私たちが学校訪問をすると、国語に力を入れていると感じる学校がすごく多いですが、結果には出ていません。国語について、目標

を持って取り組んでいる学校とそうでない学校との比較や、取り組んでいる学校は高い成績を取っているのか、分析をしていく必要があると思います。

学校教育課長

国語の授業研究は大部分の学校が進めています。

そして、成績が上がっているのかというと、一概にそうではありません。成績が上がらない原因の分析をしますと、問題行動やいじめが昨年度多かったり、落ち着きが見られなかったと感じられる学年が5、6年生になりしんどくなっている結果が、各学校の調査結果と問題行動を比較するとわかっています。

確かに、国語の授業研究を一生懸命進めている学校で成績が高くなっている場合もありますが、それが日々の授業に活かさきれていないところがあると思います。

事務局としては、特に小学校では学力を上げるためには、学級の集団づくりや学級経営が直結してくると感じられました。

今後も生徒指導と学力向上は両輪だと捉えて、学校を支援できるようにしていきたいと考えています。

教育長職務代理者

学級づくりは非常に大きな課題だと思います。実際に、中学校では国語は0.96で、全国平均に非常に近いです。

小学校で、国語を研究課題として、たくさん取り組んでいるのですが、日常的な課題があるために成績が低くなっています。それを乗り越えて中学校では、また国語が上がっているということです。授業のやり方に問題があるのではなく、日々のことが一番の大きな原因だと思います。

学校全体で、授業のあり方を問い直して、個別な研究だけではなく、総合的な学校の教育像、教育のあり方から、もう一度見直していただく必要があると思います。

山手委員

裏面を見ると、家庭学習をする児童が増えないというのが、学力が伸びない原因のひとつであると思います。

家庭学習の大切さは、保護者に伝わりにくい部分ではありますが、この資料には載せられないとしても、これを公表する時に、家庭学習の大切さを、なんとか伝えられるような文言を少し加えていただけないかと思っています。

一番伝わりにくいところですが、そこをしっかりとしないと、定着した学力は身につけにくいと思いますので、よろしく願います。

学校教育課長

家庭学習の大切さは、学校の授業と加えて大切であると捉えており、家庭学習の取組の大切さは、お伝えしていきたいと思っています。家庭学習の時間については、昨年度大きく改善しており、それまでの課題があった状況からは少しずつ改善しています。

学校の取組を聞き取りすると、小中学校で連携している家庭学習習慣の取組があります。例えば家庭学習の手引きや、自主学習ノートの取組などが、徐々に市内の学校に広まってきています。

このような取組を、事務局からも発信し、学校からも保護者に発信することで、市内全体に広げていきたいと考えています。

山手委員

手応えが少しずつでも出てきているというのは嬉しいことです。よろしく願います。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第40号「令和元年度全国学力・学習状況調査の結果公表の件」については承認いたします。

では、次に移ります。報告事項（1）事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。（2）令和元年度7月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

[令和元年度7月までの問題行動等報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

西川委員

先月の小学校のいじめが10件で、かなり多いという印象を受け

ました。その時に、1人の子どもに対して、複数の関わりがあったということでしたが、今月は8件で先月に報告があったものと継続しているのかが、気になりましたので、教えていただきたいです。

学校教育課長

先月のものとは継続しておりません。先月は10人近くの子どもが関わっていた事案が多かったのですが、今回は人数が7名、9名という報告が2件でした。そのため前回のような多さではないと捉えています。

西川委員

先月からの継続が10件から8件になって、まだ継続しているのかを危惧しましたので、そういうことであれば、少し安心しました。

教育長

これは全部、新規を載せていますので、関わっている子どもは同じ子どもかも知れませんが、いじめの案件としては、全部新規です。

ですから、先月の10件が収束したかどうかはわかりません。

今回から、その昨年同月までの項目を付けてもらっていますので、比較しやすくなっています。

いじめや器物損壊が増えていますが、全体の雰囲気として、しんどい状況になりつつあるということでしょうか。それとも、いじめは、特に今まで見過ごしてきたものまで見えるようになったということでしょうか。

学校教育課長

いじめについては教職員のアンテナが高くなって、組織的に対応ができるようになってきたと捉えています。報告の内容を見ても、軽微なものから、組織的な対応を行っているかと捉えています。

ただ、例えば、器物損壊については、繰り返しの事案がありまして、その子に対しての指導で解消に至ったものもありますが、継続しているものもあると、データからも見えてきています。

教育長

落ち着かせるのはすごく大変ですが、荒れる時は早いので、先生方にも話をしていただきたいと思います。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(4)各課事業日程報告について、教

育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[各課事業日程報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。その他(2) 摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(素案)について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(素案)について説明]

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

大矢委員

今回の点検評価報告書につきましても、去年から更に良くなったと思います。皆様、努力いただいてありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。

1ページの「はじめに」の文言が非常にわかりやすくなっており、中程で「例えば」として、具体的に書かれていますので、こういうものを読みなれていない人も少しは親しみをもって読めるようになったのではないかと思います。

教育推進プランを、年度終了後に点検・評価するということになっています。重点項目や指標が平成30年度の教育推進プランから変わっていますが、指標は今までの単なる回数等の実績から、子どもたちが実際にどう変わったのかという、パーセンテージにしているところがとても良くなったと思います。

22ページのところの「学校給食の安全衛生管理」のところ、給食としては、「小学校の給食調理場の衛生管理を強化するため」と書いていますが、事業名は「中学校の給食事業について」となっています。小学校についての施策について何も書いていないのですが、これは大丈夫なのですか。そこにも、中学校のことを書いた方が良いのではないのでしょうか。

教育政策課長

委員がおっしゃる通りです。書き方等、考えさせていただきたいと思います。

教育長 教育推進プランに書いてあるということかもしれませんが、そういう意見もありますので、検討をお願いします。

大矢委員 あと、24ページの「取組の総括」で、定員が増えたということですが、右のグラフでは待機児童は各年4月1日現在になっていますので、その取組が反映されていないことになっていきます。よろしいのでしょうか。

こども教育課長 グラフの待機児童数と定員数ですが、各年4月1日の状況を記載しておりますので、KENTOひまわり園や、正雀ひかり保育園の増加分については、このグラフには反映していません。平成30年度取組としては、支援を行って、開園したというところで写真を掲載させていただいています。

教育長職務代理者 11ページで、グラフ2のところ「部活動指導員の指導に任せ、顧問が土日祝に休暇を取ることができた延べ日数」とありますが、私の記憶では教員が付いていないと、指導員だけに任せて部活動はできなかったと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 10ページの「今後の取組」に、部活動に資する人材として、部活動指導員と部活動補助員の2種類があります。

今、ご指摘の件は、かつての部活動外部指導者のことで、現在は名称が変わり、部活動補助員は顧問がいて、技術的な部分について指導していただく方です。部活動指導員は、中学校に各1名配置し、非常勤職員として、国の事業の補助金を活用し任用しています。部活動指導員には、顧問や担当教員は部活動指導を任せることができます。

教育長 部活動指導員を昨年度は5名採用しました。配置されたのが7月からですので、グラフも7月からになっています。

教育長職務代理者 指導員がいる場合は、教員がいなくても良くて、補助員の場合は教員が必要ということですね。

では、保護者は指導員か、補助員かというのはわかるようになって

ているのですか。

学校教育課長      そうです。ただ、保護者の方はどの方が指導員か、補助員かということはわからない可能性はあります。

教育長            部活動指導員と部活動補助員と一緒に配置されている部活はあるのですか。

学校教育課長      どちらかになっています。

教育長職務代理者   指導員も補助員も継続的に同じクラブにいるということですね。

西川委員           9ページのグラフ3、4の数字は何なのかわからなかったです。

学校教育課長      グラフの下に注釈がありますが、全国学習塾協会が作成したテストで、50.0が全国平均になっています。

西川委員           7ページのグラフで、中学3年生で教員がICTを活用した授業を行っている学校が100%ということで、とても良いのですが、確かな学力を育む教育の中で、ただ単にコンピュータ、ICTを活用した授業を行っているということだけではなく、今後は内容も考えていかなければいけないと思いました。

全体として、すごくすっきりしてきたと思います。最初できた時は、ものすごく分厚くて、「どれだけの人がこれを最後まで読むのか」、「読んでも理解できるのか」と思っていました。ここまですごく努力をされたということで、本当に皆さんの努力に敬意を払いたいと思います。ありがとうございます。

教育長            第三者の学識経験者の方のご意見もお聞きして、「教育委員会の点検評価らしくない。行政の点検評価に近い」という指摘もいただいています。

できるだけスリム化すると同時に、各課が毎年のように、同じような報告書を作っていましたので、できるだけ共通して使えるようにということもありまして、こういう形に落ち着いてきました。

来年度からは、もう少しご指摘もいただいたこともありますか

ら、教育委員会の点検評価報告書として、どういうふうに工夫していけばいいのかを考えていきたいと思えます。

他にご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんで、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。

報告事項（3）「令和元年度7月までの問題行動等報告具体的事案について」、学校教育課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦勞様でした。